

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県立学校処務規程の一部を改正する訓令）

県立学校教育課

1 訓令の概要

県立学校処務規程（昭和54年沖縄県教育委員会訓令第2号）

県立学校の公印取扱い、文書取扱い並びに副校長、教頭及び事務長の専決に関し、必要な事項を定めた訓令。

2 改正の経緯及び必要性

平成28年第3回沖縄県議会（6月定例会）において、沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例（乙第4号議案）が可決され、県立中部農林高等支援学校、県立陽明高等支援学校及び県立南風原高等支援学校が設置されることに伴い、これらの学校の文書記号を定める必要がある。

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例は、平成28年7月21日に議決され、地方自治法第16条第2項に基づき、知事は議会から送付を受けた日から20日以内に公布しなければならず、平成28年7月29日に公布された。

今回改正された訓令は、この条例と同日に公布する必要があり、公布日までに教育委員会会議を開催する時間的余裕がないことから、沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第4条第1項第2号に基づき、教育長による臨時代理により改正した。

3 改正の概要

沖縄県立中部農林高等支援学校、沖縄県立陽明高等支援学校及び沖縄県立南風原高等支援学校の設置に伴い、県立学校処務規程の別表第1中に各校の文書記号を追加した。

4 公布日（公報登載日）及び施行年月日

公 布 日 平成28年7月29日

施 行 年 月 日 平成28年10月1日

5 新旧対照表

別添参照

新旧対照表（第13条関係）

○県立学校処務規程（昭和54年沖縄県教育委員会訓令第2号）

新	旧
<p>(記号及び番号)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(記号及び番号)</p> <p>第13条 文書には、次の各号に定めるところにより記号及び番号を付さなければならない。この場合、記号の次に番号を付すものとする。</p> <p>(1) 文書の記号は、別表第1に定めるとおりとし、その番号は、各学校に備える文書件名簿（第1号様式）により、收受の際に記入し、收受に基づかないで発する場合は、施行の際に記入する日付順の一連番号とする。ただし、軽易な文書については、番号にかえて「号外」と表示し、文書件名簿への記載は省略するものとする。</p> <p>(2) 親展文書及び秘密文書の記号は、前号に定める記号の次に「親」及び「秘」を加えたものとし、その番号は学校に備える親展文書件名簿（第2号様式）による日付順の一連番号とする。</p> <p>(3) 異なる番号の收受文書を一件の文書により処理するときは、当番号のうち適宜のものを文書番号とする。</p>

別表第1（第13条関係）

学 校	記 号
沖縄高等特別支援学校	沖高特
中部農林高等支援学校	中農高支
陽明高等支援学校	陽明高支
南風原高等支援学校	南風原高支
やえせ高等支援学校	や高支

別表第1（第13条関係）

記 号
沖高特
やえせ高支
や高支